

関 係 各 位

平成30年 4月 末日

PACガーディアンズ 理事長 名川 勝
千葉県手をつなぐ育成会 会長 田上 昌宏

アンケート 「より良い成年後見利用のために」 集計結果報告について

【千葉県内 障害者グループホーム入居者の成年後見制度利用状況調査】

〈アンケートのきっかけ〉

現在の成年後見制度には様々な課題があります。中でも、県内のいくつかの育成会から、障害のある人の後見期間はとても長く、現在の後見報酬額を支払い続けられない、年金収入しかない障害者の生活が圧迫されるという声が改めてあがってきました。

それらをきっかけとして、障害のある人の後見制度の利用実態を知るために、平成28年に県内入所支援施設を対象に標記のアンケートを行いました。その結果を各方面に周知し、多くの方々からの関心をお寄せいただきました。

続いて29年度は、グループホームを対象に同様のアンケートを行うことにしました。入居者さんには、入所の利用者さんとは異なる社会との関わり上の課題や、生活支援の形が個別で多様であるとの視点からです。

その結果がまとまりましたので、ぜひ、目を通していただきたくお願い申し上げます。

〈アンケートを終えて〉

千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会様の全面的なご協力を得て、158事業所、制度利用をしている247人の方の利用実態を知ることができました。今回のアンケートでは、後見を利用している方々への個別質問も新たに設けました。本人の方々の後見を利用してよかったという意見が多くある一方で、様々な後見制度の課題も改めて浮きぼりにされて、意義のあるアンケート結果になったと思います。

〈次ページ以降の報告書の構成〉

全体の基本情報の集計結果（P1～P2）

入居者全体の年代の傾向・同支援区分・成年後見制度利用者数など

A 全体質問の集計結果（P3～P20）

グループホームを運営している事業者さんに後見制度の課題などを聞いています。各項目毎に「まとめ」があり、全体質問の最後に「集計を終えて」があります。B個別質問も同様の構成です。

B 個別質問の集計結果（P21～P28）

制度利用者の年代別・支援区分・後見の種類・第3者後見人の種類・利用のきっかけ・本人が後見人のことをどう思っているかなど。

総括（P29～P30）

このアンケートについての考察・総括（PACガーディアンズ理事長・筑波大学 名川勝）

連絡先 ・千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会

村山 園 メール sono0424@mx4.ttcn.ne.jp

携帯 090-9818-5353

・PACガーディアンズ

竜円 香子 メール k-ryuen@minos.ocn.ne.jp

携帯 090-9951-8134

※なお、このアンケートの作成にあたっては、GH利用者の個人を特定する質問や個人に関する不適切な質問がないことを十分に配慮するとともに、外部からの倫理審査として、千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会より3名の担当者様にご検討いただきましたことを申し添えます。

IX. 入居者の障害支援区分と手帳所持について

障害支援区分	人数	%
非該当;	109	4.8%
1	57	2.5%
2	475	21.1%
3	505	22.5%
4	483	21.5%
5	338	15.0%
6	239	10.6%
未認定	42	1.9%
(回答無)	(77)	
回答有の計	2248	

(平均支援区分は 3.44)

区分4以上は
47.1%
区分5以上は
25.6%

手帳種類	人数(重複有)	
療育手帳	1482	64.7%
精神保健福祉手帳	626	27.3%
身体障害者手帳	161	7.0%
その他	22	1.0%
(回答無)	(129)	
回答有の計	2291	100%



参考：千葉県HPより

療育手帳 4万人 (15.4%)
(重度 1.6万人、中軽度 2.4万人)
精神の手帳 4万1千人(15.8%)
(1級 7千人、2級と3級 3万4千人)
身体障害手帳 17万8千人(68.7%)

IX. まとめ (入居者の障害支援区分と手帳)

- この調査では、障害支援区分がとても重い、区分5と6の人が25.6%入居している。
- また、入居者の中で療育手帳を持っている人が64.7%いることから、この調査では現状、精神障害や身体障害の人より知的障害の人のほうが多く、GHで暮らしていることが伺える。
(県の障害手帳所持者数としては、知的と精神はほぼ同数、身体障害の人はその4倍いることとの比較から)

X. 成年後見制度利用者数 合計 247人 (個別質問の回答数は 236人分でした)

利用率 10.6% (247 ÷ 2325)

(回答事業所158のうち、後見利用者がいる事業所は87ヶ所、
後見利用者がいない事業所は71ヶ所)

X. まとめ (成年後見制度利用率など)

- 本アンケートでは、GH入居者の成年後見利用率は、10.6%。入所支援施設アンケートでの利用率22.2%に比べると低いですが、全国調査(認知症や判断能力が不十分とみられる障害者総数からみた後見利用率)では、まだ数%と言われていることから、GH入居者の後見利用率も高めであることが伺える。
- 事業所としては、後見利用者がいる事業所は55%(87/158)だった。

A 全体質問 の集計結果 (問2-1～4-4まで)

※B 個別質問の集計結果は、Aの結果の後にあります

※記述例の記載は原則としてそのまま掲載していますが一部誤植は修正しています(貢献→後見、など)

2. 後見人等が専門職後見・法人後見の場合の、後見活動について お聞きます。

(後見利用者がいる事業所 87ヶ所からの回答)

全体質問2-1 身上監護はどのように行われていますか。

回答総数 61件

(回答を4つに分類)

1. 定期的に訪問して本人の話を聞き、生活状況の確認などを行っている 回答数 23件

記述例

- ・本人にGHの生活を聞き取っています。
- ・年に3回ほど来訪し、買い物や外出に出かけている。ご本人も楽しみにしています。
- ・本人と電話連絡や訪問、グループホームや通所施設への訪問など。
- ・ケース会議の参加、金銭管理において高い物の購入相談、小遣い額の設定、行政手続き、毎月の訪問による利用者の状態把握(市民後見人の協力の元)、遺産管理。
- ・利用されている福祉サービス事業所の個別支援計画やモニタリングの説明機会を通じ、年2回ご本人の状況を話合う場を設けている。その他何かあった際その都度連絡を取り、対応している。
- ・月に1度の訪問を受け、小口預り金の精算、翌月分の預かり、支援状況を含め被後見人と面談し、相談、助言等(法人後見)。

2. サービス利用の為に契約、手続き

回答数 7件

記述例

- ・ホーム休みの時の自宅でのホームヘルパー等の手配。
- ・契約や銀行、携帯の購入時、後見人と一緒に行っている。
- ・入院時、症状・診療について先生と話し、退院時には訪問看護や掛りつけ医の手配をしてくれた。

3. 後見人による身上監護は行われていない

回答数 16件

記述例

- ・身上監護として特記する事は起きていない。体調不良が長引く時などはメールにて指示を仰ぐ。就労先とは頻度が高く情報交換している。
- ・ご家族が動ける場合はご家族。そのほかの場合後見人さんにも相談しますが、法人の職員、相談支援専門員に任せられる事がほとんどです。入院時、介護保険の手続き等もこちらでしました。
- ・財産・金銭管理のみ。

4. その他

回答数 15件

記述例

- ・買い物の代理や同行。
- ・受診の同行、受診手続きの代理や支払。
- ・保護者への面会の付添や墓参りの付添、また利用者の医療的行為を行う際の承諾を行っている。

- ・後見人により範囲は全く異なります。入院手続きから日常のちょっとした相談をしてくれる方もいれば、年に数回1時間ほど、話を聞くだけの方もいます。
- ・GH側ではタッチしていない。

2-1 まとめ（身上監護はどのように行われていますか）

明確な規定が定まっていない「身上監護」については、後見人によって支援が大きく異なっている。その中でも、身上監護は行われていないが、61件中16件26.2%をしめている。

全体質問2-2 訪問時、被後見人等と過ごす時間や過ごし方等、特記することがあれば、 教えてください。

回答総数 54件

（回答を4つに分類）

1. 30分から1時間程の訪問・面談、近況・生活状況の確認

回答数 23件

記述例

- ・訪問時はグループホーム世話人・本人とDルーム（リビング）、または自室にて話をされています。事前に連絡し、本人のお小遣いをお持ちいただくこともあります。
- ・毎月1回程度の訪問で、本人や事業所職員と面談をする。
- ・生活の様子聞き取りなどを本人の部屋でしている。昼食を外で一緒に食べることが有る。
- ・訪問時は居室の状況を見て頂く。生活状況などは定期的に連絡をしている。
- ・ご本人の出納帳をご本人と一緒に確認の際、様々な出来事をご本人が話し、ご本人が満足出来る。また充実した日々を送って行けるかを見守り、助言してくれる。

2. 面談以外の活動、過ごし方

回答数 6件

記述例

- ・市役所等の調査、墓参り。
- ・ご本人（22歳）の興味、関心事はほぼゲームなので、話題の多くはゲーム。保佐人、30歳代なので話を合わせて貰い友好、信頼を深めている様子。時には保佐人のプライベートな情報なども伝わってくる。入社式などにも同行してもらった。
- ・お茶を一緒に飲んだり、外食に行かれるときもある。

3. GHへの訪問はない

回答数 19件

記述例

- ・訪問は日中活動先で面会している。
- ・訪問はなく、電話連絡などでの近況報告。
- ・本人が経済的な事で相談したい場合、本人が後見人（司法書士）の所に行きます。

4. その他

回答数 6件

記述例

- ・訪問予定を組んで頂き、ほかの利用者に接触しないようにしていただく。
- ・後見人が部屋に行くと嫌がるので最近では玄関で話をしている。ヘルパーの時間と被るので10分程。

2-2 まとめ（訪問時の本人との過ごし方について、特記することがあれば教えてください）
54件の回答数に対して、GHへの訪問が無いという回答が19件（35%を超える）あった。
GHには、来ないが本人の通所先は訪問しているという記述もあった。

全体質問 2－3 管理者・サビ管・生活支援員・世話人が後見人等と面談をすることがあります。その時間や内容はどのようなのですか？入居者の今・将来、何を話題にしていますか？

回答総数 67件

(回答を3つに分類)

1. 面談を定期的に行っている

回答数 13件

記述例

- ・2カ月に1度の支援者会議への参加時に意見交換、余暇活動について話などしている。会議の時間は1時間ほど。
- ・定期的な支援会議で話している。本人の希望に沿った生活のためにはどうしたらよいかなど話し合っている。
- ・相談支援専門員を交えて年2回ペースで行っている。1回およそ2時間程度。困っていること、今後の対応方法、今してほしいこと等（高価な買い物）多岐にわたって相談に乗ってもらっている。
- ・最低でも1年2回の面談を実施している。（支援計画の了承、モニタリングの確認）時間は1時間程度。健康面（医ケア）や近い将来の意向を確認する等。
- ・月数回面談を行い、その都度話し合っている。来年の2月に退所になる1名と現在手続き中の1名がいるため、まめに連絡取り合っている。
- ・日中活動担当、世話人、サビ管は定期的に話し合っている。65歳を超えて高齢化の方の後見人は、将来のことを話題にして話し合います。

2. 不定期に・訪問時などを利用して、行っている

回答数 43件

記述例

- ・サビ管が面談しています。役所等の調査、生活面での相談。
- ・月1回程度の訪問の際、また体調不良や緊急時報告する事項がある場合、電話や事務所を訪問して面談しています。欲しいもので金額のかかるもののご相談させて頂いております。
- ・将来の就職についての話題。
- ・少なくとも週1回以上会うことができていますので、不定期でも細かな話ができており、内容も日常のことから様々。
- ・場合によってはご本人と一緒に面談する場合もあります。内容は契約内容の説明やご本人が購入しなければならない高額の商品について。将来よりも近い将来何がしたいか、どこへ行きたいか等話をします。
- ・訪問時に必ず、将来については毎回のようにあります。特別な相談があるときという方も。

3. 面談をすることがない

回答数 11件

記述例

- ・こちらから出向かない限り、会う機会はない。
- ・直接にはありません。相談支援専門員を通じています。GHの費用をお知らせすることがあります。
- ・最初の顔合わせの後なし
- ・面談をすることはほとんどない。ごくまれに当方から電話で問い合わせすることはある。
- ・年1回訪問あり（本人、管理者、サビ管）本人の生活状況等を話し合う。
- ・ほとんどないが、当方からごくまれに電話で問い合わせすることがある。

2-3 まとめ（管理者・サビ管・生活支援員と後見人との面談は・話し合いの内容は）

回答数 67 件のうち、面談を定期的に行っているところは、13 件。不定期だが行っている、毎月の生活費の受け渡し時を利用して行っているが、一番多くて、43 件。内容は、65 歳を超えている利用者の将来のことや、高額な買い物の時、次の居住についてなどであった。面談がまったくない、電話のみの連絡が 11 件あった。

全体質問 2-4 後見人を含めたケア会議を開いていますか？できれば具体的に。

回答総数 63 件

（回答を 3 つに分類）

1. ケア会議を定期的に行っている

回答数 7 件

記述例

- ・ 2 ヶ月に一度の支援者会議を行っている。問題が発生したときにその都度集まっている。
- ・ ケア会議を半年に 1 回後見人を含めて行っている。その際は関係者すべて参加し、お金の状況、生活能力、仕事状況、今後の見通しを話す。ケア会議に呼ばない場合もある。
- ・ 相談支援専門員を交えて年 2 回ペースで行っている。1 回 2 時間程度。今困っていること、今後の対応方法、今してほしいこと等（高価な買い物）多岐にわたって相談にのってもらっている。
- ・ 3 カ月、半年、1 年と節目や必要に応じてケア会議を行っている。

2. ケア会議を必要に応じて開いている

回答数 16 件

記述例

- ・ 必要があれば開催（随時）。触法、事故、健康面での不具合発生時や本人の意向変化あった場合。
- ・ 必要に応じて、参加してもらっている。本人の生活が大きく変化する時の場合や、特にお金のこと、今後のことを話し合う際など。
- ・ ヘルパーの利用について話し合った。
- ・ 開催している。障害福祉サービスと介護保険サービスの併給問題について実費分もかかることから参加してもらった。入居時の契約や手続き、身体状態の低下に伴う住まいの場について。
- ・ 不定期であるが、金銭上仕事等で問題が発生した時ケアマネを含め集まっています。
- ・ 触法行為や問題となる事態が発生した際、連絡をとり来所して会議を行います。市役所のケースワーカーも出席してもらうこともあります。
- ・ 利用者が落ち着かない状態が続いたとき、通院などのことをケア会議で話し合う。万引きなどしてしまった利用者の対応についても後見人が入り、ケア会議を開く。

3. ケア会議を開いていない

回答数 40 件

記述例

- ・ 関係者会議には参加していますが、ケア会議にはお声かけしていません。ただしケア会議で検討したことについては相談・報告をしています。
- ・ ありません。ケア会議には GH は呼ばれません。GH 内でのケア会議は相談支援員が出席。
- ・ 病気が分かったとき、入院が必要になった時など、ご本人の生活が大きく動く場合に行います。しかし、ほとんどが電話対応で済んでしまいます。

2-4 まとめ（後見人を含めたケア会議が開催されていますか）

後見人および関係者すべてが参加する会議を半年に1回、定期的に行っているなど、ケア会議を定期的に行っているところは、7件。必要に応じて開催が16件で、生活の変化・介護保険の併給問題・身体状況の低下・金銭上のトラブル・触法行為など、話し合いの内容は多岐にわたっている。後見人の訪問時に話すことはあるが、ケア会議という場は開催していないという意見が40件だった。

全体質問2-5 後見人等と相談支援専門員との連携はありますか？出来れば具体的に。

回答総数 68件

（回答を2つに分類）

1. 連携がある

回答数 40件

記述例

- ・支援会議、ヘルパー調整時に、必要に応じて連絡を取っている。
- ・日中活動についてや、次の住居について問題行動があった時に、頻繁に連絡を取っている。
- ・ケアマネとお金や突発的な事案についてGH職員から相談し、後見人に連絡してもらっている。日々のお金はGHから直接後見人に。将来的なことはケアマネから後見人へ連絡とる。
- ・GH入居前は、密な連携を行ってくれていました。現在は、後見人とGH管理者が密に連携を取り、必要な事を相談支援事業所へGH管理者が連絡しています。
- ・ご本人の希望で、後見人・専門員・サビ管・世話人が全員集まり、定期的に本人と話し合いを持っている人もいます。
- ・被後見人が入院や多額の出費を要する場合。
- ・問題行動があった時に集まって頂き今後の支援について本人、姉、利用施設含め話し合った。

2. 連携はほとんどない、連携がない

回答数 28件

記述例

- ・入居前はありましたが、今は特にありません。
- ・GH職員がからんだ連携は現在ない。
- ・ほとんど無い。入院時に相談員からの連絡のみ。

2-5 まとめ（後見人と相談支援専門員との連携はありますか）

多いのは「福祉サービスの提供に関する取り決め・契約等や入院時や多額の出費」「被後見人の問題行動のある際の連携」。「GH入居前はあったが（今は無し）・・・」という回答が複数あった。新しい制度であり、本人の生涯にわたって寄り添う相談支援専門員との連携があるとという回答が59%、連携がないという回答が41%だった。

全体質問2-6 後見人等と高齢化や医療・介護に関して話題にしていますか？

回答総数 63件

（回答を2つに分類）

1. 話題にしている

回答数 35件

記述例

- ・被後見人が65歳を超したら介護保険サービスに円滑に移行できる様に考えて欲しいと伝えてい

ますが、反応はありません。

- ・ 65歳を過ぎたので、年金や介護保険について話しています。
- ・ 後見人さんとは頻度は少ないですが、お金の話を交えた将来の生活についてなどです。例：月の支出〇〇円を超えるとキツイとか、生活保護を考えなきゃとか。
- ・ 医療に関しては、健康面の必要なこと（歯科医療の経過や職場の健康診断の結果や、日ごろの体調面など）を報告し、相談したり指示を頂いたりしています。
- ・ 入院や手術の時にどうするか話をしている。
- ・ 体調面、ターミナルケアのことを取り決めして話している。
- ・ 親亡き後の為に法人後見を利用しているので、密に話ができている。
- ・ このままGHで生活を継続できるかと後見人は心配している。
- ・ 加齢と共に変化が大きくみられる方の後見人さんとは、介護認定・福祉用具のレンタル・入院・今後の生活など、たびたび確認している。
- ・ 医療面・健康面の相談は必ず行っている。Ex. 歯科通院においてインプラントするか否か等で。
- ・ 現在の通所施設に行くことが出来なくなった時どうするか。病気（入院等）の時どうするか。
- ・ 高齢の方の後見の経験が多いようで、医療、訪問看護等の知識があるので頼りになります。

2. 話題にしていない

回答数 28件

記述例

- ・ 未だ、高齢でないので無い。

2-6 まとめ（後見人と高齢化や医療・介護について話題にしているかどうか）

被後見人の介護保険サービスへの移行や体調面を心配するGH管理者が、後見人に相談するケースが複数あった。医療面・健康面については連携が取れているケースが多いと感じられた。また、後見人が高齢者ケアについてよく知っているケースも複数ありGHサイドとして、頼もしく感じているという意見もあった。

全体質問 2-7 その他の活動がありましたら、教えてください。

回答総数 9件

記述例

- ・ 墓参りの同行をしてくれている。
- ・ ご本人の家族とのパイプ役を率先して後見人さんが行ってくれています。
- ・ 職場定着。
- ・ 月の面会の際に利用者と一緒に出掛ける機会を作りたいとおっしゃり映画鑑賞に行っています。

全体質問 2-8 専門職後見人・法人後見がつくことでの利点や疑問に思うことについて。

(1)後見人さんがついて良かったなあ、と思うケースがあったら ア)・イ)・ウ) それぞれで教えてください。

ア) 本人の生活の変化や質の変化があったら教えてください。

回答総数 53件

(回答を4つに分類)

1. 生活の面で良くなった

回答数 7件

記述例

- ・ グループホーム休み時の対応をしてくれている（ヘルパーの手配等）。
- ・ 定期的な外出が実施されるようになり、余暇が充実した。

- ・社会的トラブルに巻き込まれるのが少なくなった。まきこまれても解決が早い。
- ・ご家族が金銭管理をされており、国民健康保険の滞納があり安心して医療機関にかかることが出来ませんでした。後見人が付いて安心して医療機関を受診することが出来ています。
- ・家族や職員以外に相談に来る人が増え喜んでいる。無駄遣いが減った。

2. 気持ちの面で良くなった

回答数 18件

記述例

- ・ご本人は後見人制度について理解していませんが、何度も会ううちに毎月訪問されるのを楽しみにするようになりました。頼れる人が増えたことも安心に繋がったと感じます。
- ・ホームの職員に言われるだけでなく、後見人さんからも話をしていただくことで、危険な行動などを、自分で意識してくれるようになった。
- ・ご本人が「自分にはサポートしてくれる人がいる」と心強く思っている。
- ・後見人（兄弟）との交流が定期的となって、本人が楽しみにしています。
- ・お金の管理の面で、意思決定していただけることでご本人の生活に豊かさが生まれます。
- ・金銭への執着があり、自己管理したい本人の要望を落ちつかせるため精神的ケアが必要だった。

3. 事務手続き・緊急対応が良くなった

回答数 7件

記述例

- ・日々関わる職員が、金銭管理を行うと、関係性にも影響があるため、とてもありがたい。
- ・金銭に関することで職員が踏み込めないことにかかわりを持ってもらえるので助かる。

4. 特になし・変化なし・わからない・疑問に思う等

回答数 21件

記述例

- ・入居した時からついていたので、変化は感じられない、比較できない。
- ・本人の意志を適切に把握できない後見人もおり、後見人の意志が優先されるように感じるものがあつた。
- ・後見人がどこまで関与しているか不明のため、よくわからない。

イ) 社会的トラブルが解決した例があつたら教えてください。

回答総数 42件

(回答を3つに分類)

1. 社会的トラブルが解決した

回答数 4件

- ・宗教に勧誘された時、はっきりと断ってもらった。
- ・出会い系サイトによる課金トラブル。
- ・最低賃金以下で働いていた方が、後見人さんを通して是正した。
- ・買い物等で不都合が生じた場合、クーリングオフ等の手続きで処理してもらったことがある。

2. 家族関係トラブルが解決

回答数 5件

記述例

- ・兄弟からの経済虐待が止められた。
- ・身内より利用者さんの財産に関するトラブルが発生した際に解決してもらった。
- ・家族が入居者様名を利用しサラ金より金を借りたのが解決。

3. 事業所で対応した、特になし、分からないなど

回答数 33件

記述例

- ・後見人が解決したということではなく、事業所で対応したことを報告することがほとんどです。
- ・特になし・わからない。

ウ) その他、後見人等がついてよかったケースを教えてください。

回答総数 43件

(回答を4つに分類)

1. 家族の高齢化・親なきあとに関する事で良かった

回答数 10件

記述例

- ・後見人の選任に伴い身辺調査が実施され、消息不明だった兄弟と利用者さんが面会できた。
- ・母親の病気が発見され、母親が亡くなる前に後見人が付き、母親の意向を話し合うことができ、亡き後も本人の生活は滞りなく継続できていること。
- ・保護者が高齢化し、日々の支援の相談や判断を仰ぐことが困難な際、後見人がいて助かる。
- ・医療面で助かりました。

2. 本人にも職員にも、相談者・助言者となっている

回答数 7件

記述例

- ・ご本人と一緒に考えてくれる人が増えた。
- ・GHで本人の意志を尊重できているのかと悩んだ時に相談できる人が出来た事。
- ・職員と利用者という関係以外の責任ある立場ある人間がいるという安心感がある。

3. 財産管理など

回答数 10件

記述例

- ・負債の状況整理。
- ・親族と本人における金銭の管理について施設側が巻き込まれない。

4. その他

回答数 16件

記述例

- ・グループホームで決定できない事案については「弁護士に相談」として即答を避けることができる。本人も解決策を求めているわけではなくグチとして、管理者に投げかけている節があるので、「弁護士に相談」は安心する様子。
- ・不動産を持っている、親の遺産がある（預貯金で）のは承知しているが、これを被後見人の生活にどう活かせるのか、1度話したいと思っている。

2-8 (1) まとめ（後見人がついてよかったなあというケースがあったら教えてください）

入所支援施設向けアンケート回答と違う点は、生活の質の広がりや頼れる人が増えたなど気持ちの面で良かった、社会的トラブル・家族からの経済的虐待が解決できた、という点である。また、家族の高齢化・親亡き後については入所と同様、後見人さんの出番であるという意見が多かった。

(2) 逆に、この後見人等は怠慢だとか、おかしい、と思う場合を教えてください。

回答総数 39件

(回答を3つに分類)

1. 本人との関係性がうすい

回答数 7件

記述例

- ・ほとんどご本人と会わない。年に一回もあっていない人もいる。
- ・ご本人は残金がいくらなのか、不満を持っている。
- ・ケースによりますが、事業所に一任してしまう後見人がいる。(身上監護が見当たらない)
- ・後見人が管理している財産に後見報酬についての説明が本人さんに一切ないこと。

2. 後見人の仕事をしていない・対応がよくない

回答数 8 件

記述例

- ・後見人が行うべき書類の手続きを依頼された。
- ・連絡がつきにくい方も実際のところいらっしゃる。
- ・本人が通所先よりもらった工賃を渡してくれない時。

3. その他、特になし・わからない

回答数 24 件

(3)後見をつけたことで、むしろ本人のためにならないと思う場合があったら教えてください。回答総数35件

(回答を4つに分類)

1. 財産管理のみで、訪問等本人対応がよくない

回答数 3 件

- ・司法書士の後見人はフットワークが悪く、本人に対しても月に1回自分の事務所に来させて小遣いを渡すだけで、財産管理以外は仕事と思ってないようです。
- ・意見をストレートに言う「そんなのやってもムダ」等。いつもケンカが起きます。
- ・本人の趣向を気にせず、後見人の意向を押し付けてしまっている場面があった。

2. GH支援者との連携ができない

回答数 4 件

記述例

- ・支援者と意見が合わないと話が進まない時がある。
- ・連絡がつかないことが多い人もおり、本人に不要な心配をかけてしまうことがある。
- ・お金の必要な時にすぐに用意していただけない。立替えていることが多いが、後見人が出入金をきちんと把握していないと感じる発言がある。

3. その他、後見人の仕事に疑問、等

回答数 6 件

記述例

- ・報酬がある事でご本人の使えるお金が減っていると想像できる。特にGHでは生活を送るための費用がかかるので、それも考えると。
- ・ご本人から管理者に「自分のお金はいくらあるのか？」と質問されるが、答えられない。残金や経費が知らされない。本人が知りたがっているのにGH管理者が知ることはできないのか？質問したことがあるが、答えはなかった。

4. 特になし・わからない

回答数 22 件

2-8(2)まとめ(この後見人は怠慢だ、おかしいと思う場合があったら教えてください。)
2-8(3)まとめ(後見人をつけたことで、むしろ本人のためにならないという例があったら)
後見人の訪問がない、本人への説明がないなど、怠慢だという意見は、入所と同様である。
本人とのコミュニケーションが良くない、連絡がつかなくて不要な心配をかける、後見人の気持ちを押しつける、GH支援者との意見が合わなくて話が進まないなどの意見もあった。

3. 後見報酬について

(後見利用者がいる事業所 87ヶ所からの回答)

全体質問3-1 第三者後見人への後見報酬額を、貴事業所・運営法人として把握して いますか。

回答総数 77件

ア. 全員把握している

回答数 9件

イ. 把握している方もいる

回答数 12件

(どういふ場合ですか 自由記述11)(回答を2つに分類)

1. 明確に把握している (回答数 5件)

- ・報酬額の書類をいただいている。
- ・支払いを求められ、施設管理の通帳から支払った。
- ・専門職の方が報酬額を報告してくる。
- ・法人後見人からは通帳のコピーをいただいているので明瞭である。
- ・後見人が毎年、裁判所に提出した書類をご本人に説明して下さる方が2名だけいます。

2. 明確ではないがなんとなく程度、その他 (回答数 6件)

記述例

- ・ご家族から聞いた。基本的には2万円だろうなと想像している。
- ・これから後見人制度をすすめていく方ですが、生活保護の利用者のため(今後受け入れ予定です)。
- ・金銭管理において通帳は後見人が管理されているため、不明である。後見人の変更があった際に拝見することで知った人もいるが、こちらからはほとんど聞かない。

ウ. 全く把握していない

回答数 56件

記述例

- ・市から補助金が出ていることは知っている。(※成年後見制度利用支援事業のこと)
- ・保佐人が被保佐人の支出(生活費や小遣い)を抑えようとするので聞くと、自分の報酬を取ったら被保佐人の財産がいつまでもつのか考えてしまうと言ったことがあった。

3-1 まとめ(後見人の報酬を、法人・事業所として把握していますか)

障害者後見に関しては、この報酬の高さが、多くの障害者の資産の少なさや収入の少なさに比して、高いというのは、後見制度の課題の大きな一つであることは周知のことであるが、この件につき、事業所・法人としてまったく把握していないところが、72.7%に及ぶ。保佐人の報酬確保のために、被保佐人の生活費や小遣いを抑えようとしているという論外とも言うべき回答もあった。

全体質問3-2 成年後見制度利用支援事業について。

① 受けている方はいますか? (236人中)

受けている人 29人

受けていない人 105人

分からない 31人

記入無し 71人

② 後見利用している人の中で利用させたいと思う人がいますか。(236人中)

いる 24人

その理由は何ですか？

記述例

- ・金銭的にとても困窮している為。
- ・被保佐人の資産がどのように減じているのかわからない。保佐人が被保佐人の収入を増やすためにいろいろ手続きを要求してくる。法人が財産管理をしていた時はそのような心配をしたことはなかったのだが・・・？
- ・報酬が高く、生活費を圧迫する。
- ・生活保護のため(4名)。
- ・高齢となり、様々な支出が増えている。後見人さんからもあまりお金を使わないでと言われることがある。ただご本人の資産を把握していないので、実際はわからない。後見人さんに聞いてみます。

3-2 まとめ(成年後見制度利用支援事業について)

利用支援事業を利用している人が、29人(このアンケートにおける後見制度利用者総数236人の12.3%)。これから利用させたいと思っている人が24人。あわせると、22.5%になる。この制度の充実が求められる。

全体質問3-3 後見報酬額について思うことがありましたらお書きください。

回答総数 39件

(回答を5つに分類)

1. 高いと思う

回答数 7件

記述例

- ・後見人の質に差があるので、2万円では高いと感じることが非常に多いです。また、グループホームで生活しながら2万円はかなり負担となっていくと思います。
- ・障害基礎年金で暮らしている人に月額2万円は高すぎる。
- ・預貯金に関係なく、高額だと感じます。(計画相談と比較しても高額であります)
- ・報酬額以上の活動をしてくださってはいるが、預貯金が30万円前後の方と100万円前後の方がほぼ同額は厳しい、今のままでは生保に戻りそう。

2. 安いと思う

回答数 2件

- ・本人が払っているので、特に思うことはないが、人によっては話を聞いていると、安いと感じることはある。
- ・利用者の支援の困難さによっては、報酬は少ないのではないかな。

3. 適切な額だと思う

回答数 4件

記述例

- ・業務量が多い仕事と把握しておりますので相応の報酬があってしかるべきと考えています。
- ・貯金の額も大事ですが、ご本人がある程度理解できる方で一応後見人がつく場合、話し合う機会が増える方には相応の報酬があってもよいと思います。

4. その他

回答数 10件

記述例

- ・財産管理に比例した報酬額決定の考え方はナンセンスであり、身上監護を評価するシステムに変えてほしいです。
- ・身上監護が適切に行われているか。
- ・決められた報酬とはいえ、利用者の経済状況によっては、申し訳ない（面会時の交通費等）と感じている後見人がいるので、いろいろ難しいのだなと感じている。
- ・報酬を支払っていない。
- ・後見人が納得すればそれでよいと思う。
- ・金銭管理のみ行い、報酬を受取っている方は減額してもよいのでは。
- ・2級年金の人が生活費と小遣いで月13万円を必要とすると、毎月6万5千円が不足となる。1000万円持っていたとしても2万円の後見報酬を支払えば、10年で預貯金が無くなることになる。そのあとはどうやって暮らせばいいのか。しかし、後見の方も2万円は必要！

5. わからない・特になし

回答数 16件

3-3 まとめ（後見報酬について思うことがあったら、書いてください）

後見報酬額の妥当性の判断は個々の感覚によらざるを得ないが、高いと感じる背景には、本人の収入などに比して高いということとともに、後見人の働きぶりがあると思われる。身上監護を評価する仕組みが必要をという回答も複数あった。

4. その他

(事業所 158ヶ所からの回答)

全体質問4-1 貴事業所では、特定の、成年後見の事業所と提携・連携をしていますか？

回答総数 130件

ア) 連携している

回答数 9件

提携・連携をしている成年後見の事業所名	被後見人等の人数(計25人)	提携・連携の内容
①ばあとなあ千葉	1	
②NPO 法人PACガーディアンズ	11	
③NPO 法人しぐなるあいず	4	
④千葉市の法律事務所「くらふと」	1	身上監護、金銭管理
⑤つかの社会福祉士事務所	1	利用者からの受診、体調の相談と報告
⑥NPO法人市民後見親がわり	1	法人内事務所の一室にNPO事務所を設置
⑦一般社団法人親泉会	3	GHだけでなく、法人内入所施設利用者の後見も。
⑧NPO法人成年後見なのはな	2	
⑨NPO法人千葉県市民後見人支援センター	1	提携、連携は特にしていませんが、今のところお願いしているのはこの法人です。

イ) していない

回答数 121件

4-2 貴事業所の身近に、成年後見について相談できる機関や人がいたら教えてください。

回答総数 80件（複数回答あり 102件）

《家庭裁判所 3》	件数	《後見事業所・団体 16》	件数	《その他 11》	件数
① 家庭裁判所	3	⑨PAC ガーディアンズ	7	⑲運営法人内	4
《専門職 17》		⑩東総権利擁護ネットワーク	2	⑳個人	3
②弁護士	5	⑪しぐなるあいず	2	㉑GH 支援ワーカー	1
③司法書士	2	⑫NPO 法人市民後見親がわり	1	㉒ケアマネージャー	1
④社会福祉士	4	⑬NPO 法人成年後見なのはな	2	㉓相談支援専門員	1
⑤行政書士	5	⑭成年後見をやっている事業所	1	㉔不明	1
⑥専門職(名称記載なし)	1	⑮市内後見制度取扱事業所	1		
《社会福祉協議会 10》		《障害者相談・支援機関等 26》			
⑦社会福祉協議会	10	⑯中核地域生活支援センター	10		
《市町村行政 6》		⑰障害者相談支援事業所	15	《なし 13》	
⑧市町村障害福祉課等	6	⑱精神保健福祉士協会専門団体	1	なし	13

4-1 4-2 まとめ（特定の後見の事業所と連携していますか。後見について相談出来る機関や人はいますか。）

特定の後見事業所と連携しているが9件と、入所支援施設アンケートでの2件に比し多くなっている。また、後見に関して相談する先（機関又は人）も、入所での回答数38件に比して80件と多かった。

全体質問 4-3 親も子も高齢化する中で、親亡き後も視野に、貴事業所または貴運営法人ではご本人の財産管理などをどのようにお考えですか？また、具体的に取り組みや計画があれば、教えてください。

回答総数 100件

（回答を5つに分類）

1. 後見制度利用を考えている。利用に結びつけたい

回答数 43件

記述例

- ・法人管理はリスクも危険も高く、現在、ご家族がご健在の方でも、理解を深めてもらうよう、保護者へ、セミナー案内や、パンフレットを配布したりしています。
- ・高齢の方には、順次、後見人を配置することを検討中です。
- ・出来るだけ、家族での管理をお願いしたいと考えています。しかし今後、家族からの支援が難しい方もいるため、必要に応じて成年後見制度の活用を考えています。
- ・利用者の大半の方が高齢になっている現在、ご家族も両親すでに亡くなっていたり、兄弟姉妹も高齢化し、現在は後見制度を利用している人はいないものの、今後は絶対的に必要になると思いますが、果たして後見人として適任者を選択することができるか不安です。
- ・保護者がいないケースはすべて後見人等をつけていただく予定で、随時対応しています。
- ・法人で、成年後見ができればこれほど、利用者に寄り添い、安全な支援ができるころはないと思う。では、その経費を誰が出すかが問題になってくるか。
- ・後見人がついていない入居者の親亡き後が気にかかり、お話をするが、本人の年金をあてにされているようで、前向きに考えてもらえない。今後は入居時に後見をつけてもらえるように契約が

必要なのではと考えている。

- ・年金・小遣いなどの日常の入出金は施設で管理し、それ以上のことは後見人が管理するケースが少しずつ増えている。以前は、後見制度の勉強会を保護者会で行った。最近は、相続・遺言の相談が増えている。

2. 法人またはホームが管理している

回答数 12件

記述例

- ・法人の定める「利用者預かり金銭管理規定」、社協の金銭管理サービスなども利用しています。高齢の方に対しては特に多くの方を巻き込み、人生をどう楽しむかという視点を大切にしています。
- ・現在お金を管理している利用者さんは3名。各々「金銭管理委託契約書」を結んでいます。お金の出は急で回数が多いので、後見人や社協を利用するのは難しいです。
- ・預貯金を主として、本人には特に寄り添わない後見人もいると思われる。その程度であれば、運営法人内で対応は充分にできる。
- ・現状では事業所ではなく法人の事務局が管理。財産管理について外部サービスを利用するにあたり実生活ベースでは効率的でなく不便が生じるため、外部サービスは利用していない。財産について他者（親族など）がいる場合のトラブル時等に外部サービスの有効性を感じる。
- ・現在3件の方の金銭管理をホームにて行っている。また親亡き方は兄弟が管理している。親族の管理は本人にとっても不満があるようで、本人の財産にもかかわらず使途不明金が発生する。今後は、第三者管理を相談・お願いをしていくが、受け入れはむずかしそう。大きな課題です。

3. 社協の日常生活自立支援事業を使っている、使いたい

回答数 6件

記述例

- ・GH内では財産管理について本人管理が基本です。浪費などの問題行動があり、生活できないときは、個別支援計画で本人意思を確認して、地域福祉権利擁護事業の利用を勧めております。
- ・本人や家族の希望があれば、グループホームでの管理も行うが、基本的には本人または家族、その他の血縁者にお願いをしています。金額が多額で本人や家族が管理できない場合は、福祉サービス利用援助事業を利用します。
- ・当法人利用者は低収入の方も多く、安価な管理者（社協等）を選べるように取り組むことも多い。
- ・当事業所では、現在のところ自己管理、もしくは日常生活自立支援事業を利用することで十分である。

4. 今は、具体的に考えていない

回答数 15件

記述例

- ・まだ具体的に考えていない。年齢的に若い（20代が中心）のことで、財産（不動産などの）を持っていない方ばかりということもあると思うが。
- ・現状では取り組みも計画もありません。直面する前に具体的な取り組みをしなければとは思っています。今回のアンケートを機会に取り組んでいきたいと思います。
- ・GHでは日々の生活援助の継続で精一杯で、個々の資産管理に手を広げることは無理。

5. その他

回答数 24件

記述例

- ・親以外の家族兄弟や叔父叔母など積極的に関わってもらい保証人・保護者になってもらう。

- ・ご両親とも亡くなられた方には、ご兄弟・姉妹に管理をお願いすることになります。
- ・市当局が信頼に値する法人に後見支援センターを委託することがまず、必要と考えています。
- ・これまでの福祉サービスの立場上、財産管理は行わないとしていました。生保の方が多く、財産の問題はありませんでした。
- ・高齢化が進む中でどのように後見制度をすすめていいか、難しいと感じています。
- ・入居者の中に成年後見制度の利用者はいないが、日々の金銭の出納は、詳細に記録を残し、いつでも開示できる体制をとっている。中には自身で金銭管理を希望する入居者もいるので、ある程度は見守りつつ、本人の意思を尊重する方針である。
- ・いろいろな形があつて良いと思う。方法がなければ、連携できる事業所の立ち上げも考えている。
- ・やむをえない事情についても、財産管理は行うべきではないと考えます。
大切なお子さんの財産を安心、信頼の元、預けてもらえるように（法人に）仕組みを取りつつ、進めていけるように計画をしています。
- ・法人利用者の家族が、NPOを立ち上げて成年後見業務を行っています。

4-3 まとめ（貴法人・事業所として、本人に対する財産管理をどう考えていますか）

この項、たくさんの回答があつた。親が高齢になったり、親亡き後には、後見制度は必要という意見が、約半分（44件）。効率などを考えると、法人管理でやっていきたい、後見報酬のことを考えると、社協の自立生活支援事業のほうを使っていきたい、または使っているという意見も多く、これについては、入所支援施設向けのアンケートには出てこなかった意見。今後も、社協のこの制度利用がグループホームでは進んでいくのではと、考える。

全体質問 4-4 成年後見制度が始まって10数年。制度についてお考えや改善点などお書きください。

回答総数 76件

（回答を6つに分類）

1. 制度そのものについて

回答数 14件

記述例

- ・専門職後見人もその所属団体により価値観や業務の進め方に温度差あり、社会福祉士にまわってくるのは、経済的困窮者ばかりですが、生活支援を重視しながらがんばっていく所存です。
- ・身上監護について考えていかななくてはならないと思っています。
- ・後見ありきの制度運営がある気がします。保佐等権利擁護の点からも幅広い運用がのぞまれます。
- ・意思決定支援を丁寧に行うべき。
- ・医療同意が行えるようになってもらいたい。保佐人、補助人が行える範囲を広げてほしい。
- ・法人後見の実施が増えるとよい。
- ・法人による後見運営が望ましいが、二重・三重の監査体制も必要である。
- ・身内のいない入所者にとって、まったくの赤の他人である後見人に自身の財産管理を任せることは不安が伴うと予想します。後見人を選ぶ選択肢がもっと広がればよいと思う。
- ・制度を使いたい人にはお金がない。市民後見では不安が強い。社会福祉協議会が法人後見をすることが最善だと思いますが、社協にその能力があるかどうか。
- ・高額所得者の財産管理に偏っているか。低所得者向けの成年後見制度利用支援事業は自治体によって予算化が不十分で、実際の利用に至らないケースがある（申し立て費用や報酬が払えず）。

2. 専門職後見人について

回答数 9 件

記述例

- ・ 定期訪問など、利用者ともっとかかわってほしい。金銭管理だけでなく、行政の手続き等も関わってほしい。
- ・ 当GHではないのですが、後見人が遠方にて、何年も面会に来ていないという話をきいています。週1回程度の面会は必須と決めたほうがよいと思います。
- ・ 障害を持った方の後見人のスタンダードな形が分かりにくく、どこまで求めてよいかがわからない。後見人個人の資質に左右されているのが現状。スタンダードな形があればよいと感じている。
- ・ 専門職後見人がついてくれるのは、本人も心強いと思います。ただ、職種によっては？司法書士等、仕事としての後見人では本人のためにならないのではないかと思います。本人・障害特性をよくわかったうえで、本人を尊重する後見を望みます。

3. 研修・周知の必要性について

回答数 12 件

記述例

- ・ 周知。理解。事業者が関心を寄せることへの努力。
- ・ 親が後見人制度について理解していないこと。
- ・ まだまだ浸透しておらず、利用するにも、ハードルが高いイメージがあると思う。また、お金を使ってしまう人にも使える制度とっていないため、お金がある人の制度というイメージ。また担い手も、この仕事のみだと収入が不安定で大変というイメージがある。
- ・ 10年前に研修を受けた時とは、さまざまに変化していることがあり、勉強不足であったと痛感しています。もっと、保護者やご家族の目に留まるよう、講習会を開いてほしいし、できれば、福祉サービスの一つに組み入れていただくことがよいのではないかと感じています。
- ・ 制度そのものについて周知するべく活動をしてほしい。費用についても明文化出来ないか？後見人と被後見人側との情報公開が出来るとよいと思う（GH側からは年2回金銭出納帳、領収書等提出している、ご本人の小遣い帳も）。
- ・ 成年後見制度を知らない家族や知ってはいるが申し立てをするタイミングがつかめない家族もいると思います。施設側も勉強をし、必要性を伝えていかなければと思います。
- ・ わかりづらい制度であることや事件のあるたびに信頼を持っていただくことの難しさを感じます。
- ・ ご利用者本人の高齢化と合わせ、ご家族や身元引受人の高齢もある中、早い段階で将来について考える機会を設ける。そういった動きをより進めていきたい。

4. 後見報酬について

回答数 7 件

記述例

- ・ 生保の方は問題なく、自分の年金等だけで暮らしてきた方が困っておられます。
- ・ 利用料の見直しや公的助成を検討してほしい。
- ・ 利用者、職員に十分理解されていない。今後高齢化が進み、家族の音信不通の問題がある場合、活用したいと考えるが、障害年金2級1級のみで生活している方にとって費用を支払うのは困難か。※低所得の人にも利用できる費用負担。
- ・ 支援する家族にとっては、まだ身近な制度とはいえないようです。制度にかかる費用で、制度をやめる、保留にする家族が多い印象があります。
- ・ 後見人が必要と考えていますが、GHでの生活費を年金で払う場合、支払う報酬額が高すぎて利用できないと思っています。

- ・知的障害者、預貯金はほとんどない毎月の年金しかありません。生活がギリギリです。制度があっても利用できません。

5. 特になにもない。わからない

回答数 15件

記述例

- ・まだ具体的に利用していないのでわからない。
- ・制度についてまだ勉強不足でどのように取り組んでいったらよいかと職員の間で話し合っている段階です。

6. その他

回答数 19件

記述例

- ・しっかりと本人にあう後見人選びをしてほしい。
- ・ケースバイケースと思うが、親族による後見はどうかなと思う。また、第三者による後見も、いろいろ難しい（手続きや報告など）ので、もっと公正かつ簡素なシステムにならないかと思う。
- ・ご利用者本人の高齢化と合わせ、ご家族や身元引受人の高齢もある中、早い段階で将来について考える機会を設ける。そういった動きをより進めていきたい。
- ・周知はしていると思うが、制度を利用している人は少ない。実の兄弟にお願いをしているケースでは、メリットよりデメリットの（手続きが面倒、費用がかかる等）が大きいと言われ、断われています。
- ・制度についてはここ2～3年で広く周知されるようになってきたことは良いことと思う。反面、早めの後見人を立て、後見人となられた方（保護者や兄弟）からは立てなければよかったとか、手続き等が大変などの意見が多いのも事実である。
- ・行政がもう少し相談に乗ってくださったり、直接かかわっていただけるようになると安心です。
- ・GH内の人に限定をすれば、今までサビ管等がやっていたことを代わってもらっているだけなので、手間が増えただけではある。しかし外部の目が行き届いているという証になり、内外への安心にも繋がってよかったと思える。いつも二人以上での訪問を受けるので信頼している。
- ・制度を利用してみて「やっぱり必要ない」とご本人から言われた・・・どう話をすればよいか、と考えてしまいます。
- ・支援者と後見人等、公的な機関が連携をしていくのが最良かと思います。一事業所だけが支援していくのは危険ではないかと思います。安心して利用者の方が暮らしていくためには公的機関が障害者も高齢者も利用できる後見課というような部署を設けるのがよいと思います。

4-4 まとめ（後見制度が始まって10年。制度についての考えや改善点について）

制度そのものについては、権利擁護や意思決定支援の視点をもっと大切になど、後見制度の課題が多く出されている。法人後見が増えることを期待する意見もあった。専門職後見人については、訪問がない、お金を振り込むだけという意見が、入所支援施設でのアンケートと同じく、目立った。後見人の活動のスタンダードがわからず、どこまで後見人に求めてよいかかわからないという現場職員の戸惑いもあった。後見報酬についても、年金だけの収入の人にはこの制度は使えないという意見も多く出ており、大きな課題であることが明らかになっている。

（以上 A全体質問の集計結果）

全体質問の集計を終えて

★沢山の記述回答をいただいた。身上保護については、入所でのアンケートと同様、まったく行われていないという意見が多く見られた。現在の後見制度の最大の課題の一つと思われる。

★GHへの後見人の訪問がまったくない、が35.2%に及ぶが、住まいの場への訪問は必須ではと思う。後見人の仕事のスタンダードがわからず、後見人に何を求めてよいかかわからないという、現場職員のとまどいは、尤もなところだろうと感じるとともに、後見人の仕事への疑問など、苦情申し立ての第三者機関の必要性も強く感じた。

★管理者・サビ管などとの面談は多くのところで行われているが、ケア会議への参加は少なく、65%のところでは、後見人の参加はなかった。一方で、話し合いの内容は、介護保険との併用の問題・金銭上のトラブル・触法問題など多岐にわたり、入居者の高齢化の問題と共に、社会との接点の多いGHならではの話し合いも多かった。

★新たに始まった制度である相談支援事業との連携は、後見人と重なる部分のある仕事でもあり、その連携は大切であると考えるが、すでに連携が始まっているところが56%あり、福祉と後見とのさらなるつながりや信頼関係が、今後期待される。

★後見人がついてよかったという項は、後見人のことをある程度理解できている人も多いためか、具体的な回答が多く、「自分にはサポートしてくれる人がいる」と本人が心強く思っている様子がうかがわれる回答など、多数いただいた。

★長期にわたる後見期間のため、障害のある人の後見報酬が大きな課題であることは、周知のことであるが、具体的な後見報酬について、まったく把握していない法人・事業所が入所支援施設と同様、多くあり、本人の今と将来の生活設計を考える時、本人の資産の推移等を共有する必要があるのではと思う。

★後見制度利用支援事業を利用している人、利用させたい人の割合は（あわせて22.5%）、入所施設に比してとても多く、利用支援事業での契約を理解できる人が多くいることも理由の一つだが、もう一つGHのほうが、生活費が多くかかり、年金収入から後見報酬が支出できないという現実があるからと考える。また、同じ意味で、社協の自立生活支援事業を利用している、利用させたいという点についても、入所に比して多く、それも同じ理由からと思われる。

★今後については、家族の高齢化や身寄りがいない人が増えるという観点から、後見制度利用を勧めていきたいというところは40%以上あり、現在は家族に頼っているが、その後は、後見制度を利用してもらいたいという事業所が多かった。

★最後に課題としては、身上保護の問題・法人後見の必要性・一部の専門職後見人に対する疑義・後見報酬の高さなど、今ある後見の課題が、入所支援施設対象の同アンケートと同様、ここでも多く出されていた。後見制度利用促進法が施行され、その充実が求められる。促進法基本計画の中にもうたわれている後見の中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築などを通して、質のよい後見が目指され、後見制度を利用することによって、本人の生活の質が高まり、意思決定や権利擁護の視点で、本人が支えられることを切に願う。

※身上監護・身上保護と二つの表現をここでは、使用しています。アンケートの質問用紙は監護となっているので、集計ではそのままとし、身上保護という表現が最近では一般的になっているため、「集計を終えて」の項では、身上保護としました。

B 個別質問 の集計結果

(問 1-1、1-2、1-3、1-4)

1. 成年後見制度を利用している方の状況を個々に伺います。(回収個票数 236人分)

● 年齢と性別を教えてください。

年代	後見利用人数・%	
10代20代	17人	7.5%
30代	27	11.8%
40代	66	28.9%
50代	66	28.9%
60代	37	16.2%
70以上	15	6.6%
(回答無)	(8)	
回答有計	228人	

・男153人 女82人 不明1人
 ※以下は、年齢の回答があった228人で集計
 ・平均年齢 49.85歳
 ・80代は2人。
 ・50歳以上は、110人、51.8%である。

まとめ（後見利用者の年齢について）

- ・50歳以上をみると、入居者全員の基本情報では40%だが、ここでは51.8%。後見利用者の年齢層がより高いということは、親が亡くなっていたり、親が看られなくなっている様子が伺える。

個別質問 1-1 被後見人等の基本情報

① 障害支援区分

(未認定3
無回答5)

障害支援区分	後見利用人数	%
非該当	4	1.8
1	5	2.2
2	31	13.6
3	45	19.7
4	63	27.6
5	47	20.6
6	33	14.5
(未認定・回答無)	(8)	
回答有 計	228	100.0

参考

後見利用者で50歳以上の人118人の支援区分をみたところ、5と6の人は39人いた。これは33%に当たるので、特に高齢の人の支援区分が重いわけではなかった。
 70歳以上15人でみると約半数の8人が区分5と6だった。

1-1① まとめ（障害支援区分）

- ・区分5と6の人は、このアンケートの全体基本情報では25.6%だったが、後見利用者だけでみると35.1%いる。同様に区分4・5・6の人でみると、アンケートの全体基本情報では47.1%だが、後見利用者では62.7%いる。重い人の後見利用が多いことが伺える。
- ・一方で、非該当・区分1・区分2の軽度の人の後見利用が40人と17.6%いることも注視したい。（後見利用のきっかけを個別質問1-3回答で調べたところ、イ・ウのトラブル関係は40人中14人で35%と率は高い。14人以外のその他理由記述でも、「家族の金銭使い、家族が精神的に不安定、自宅焼失、就労手続き」などがあつた。）

② 主な障害は？

療育手帳：	196人（73.4%）
精神保健福祉手帳：	50（19.0%）
身体障害者手帳：	19（7.1%）
その他：	2（0.7%）
	（高次機能障害、若年性認知）
計	267人（重複あり）

※重複の方の人数

知的と精神	： 18
知的と身体	： 13
精神と身体	： 2
知的と精神と身体	： 2

1-1② まとめ（障害種別について）

- ・入居者全員の基本情報と比べると療育手帳の比率が10%ほど高いので、知的障害の人の後見利用が多いことが伺える。

③ 後見の種類

後見類型	人数	%
後見	160	73.4
保佐	51	23.4
補助	7	3.2
（回答無）	（18）	
回答有 計	218	100.0

④ 申し立て人

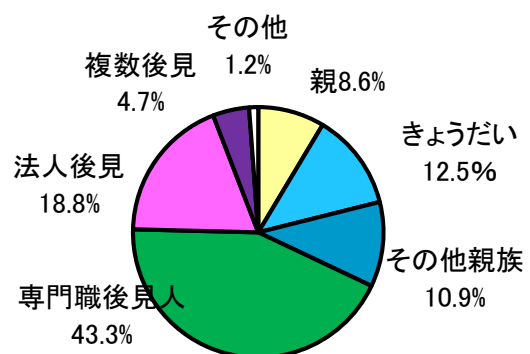
申し立て人	人数	%
本人	19	11.3%
親・きょうだい	95	56.5%
親族	27	16.1%
市長申し立て	27	16.1%
（回答無・不明）	（68）	
回答有の 計	168	

1-1③④ まとめ（後見類型と申し立て人）

- ・入所支援施設でのアンケートでは、98%が後見だったのに対し、GHアンケートでは、後見は73.4%にとどまり、保佐や補助が多くなっている。また、特徴と言えることは、最高裁報告2017年末時点の【後見77.8% 保佐16.1% 補助3.9% 任意後見2.2%】に比してみると、保佐が多いことであろう。
- ・申し立て人は、同じ最高裁報告では【本人14.2% 市長申し立て19.8%】であり、今回の調査ではそれに近づいた数値であった。

個別質問1-2 後見人等は どういう方になっていますか。

後見人	人数	%
親	22	82人 32.0%
きょうだい	32	
その他親族	28	
専門職後見人	111	43.3%
法人後見	48	18.8%
複数後見	12	4.7%
その他	3	1.2%
計（複数回答有）	256	100.0%



専門職＋法人＋複数→第三者後見 66.8%

訳（回答は99人） へ専門職後見人の内	弁護士	20人	20%
	司法書士	25人	25%
	社会福祉士	44人	44%
	会計士	4人	4%
	行政書士	4人	4%
	税理士	2人	2%

<法人後見 48か所 の 内訳 >

PAC ガーディアンズ 13 成年後見なのはな 13 しぐなるあいず 3
NPO 市民後見親がわり 4 NPO 千葉県市民後見人支援センター 3
社会福祉協議会 2 家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室 2 その他 8

1－2 まとめ（後見人等はどういう方になっているか）

- ・入所支援施設アンケートでは親族後見が70%弱だったが、GHアンケートでは、反対に第三者後見が66.8%を占め、親族後見は32%だった。最高裁報告【第三者73.8%、親族26.2%】に近い数字となった。
- ・第三者後見の中でも、専門職後見人をみると、最高裁報告【弁護士34%、司法書士43%、社会福祉士19%、その他4%】であるが、GHアンケートでは、社会福祉士が44%と突出して多かった。
- ・法人後見においては、最高裁報告では7.0%だが、ここでは18.8%とこれも多い。県内の法人後見の認知度が高いと推察される。

個別質問 1－3 成年後見人をつけたきっかけがわかれば教えてください。（複数回答可）

回答総数 273件

- ア 家族・親族が亡くなったことに伴い、相続などの法的手続きが必要となった・・・ 回答数 82(30.0%)
- イ 消費者被害などの社会的トラブルに巻き込まれやすい、または巻き込まれた・・・ 回答数 25(9.2%)
- ウ 家族内での経済的・身体的虐待があった・・・ 回答数 15(5.5%)
- エ GH(または運営法人)として、年金管理や親亡き後等のために利用を勧めた・・・ 回答数 41(15.0%)
- オ 入居時につけてもらうことを必須としている・・・ 回答数 2(0.7%)
- カ 家族が、将来を見据えて、余裕のあるうちに、と積極的につけた・・・ 回答数 71(26.0%)
- キ その他・・・ 回答数 37(13.6%)

<キ その他 回答数37 の記述内容>

1. 緊急の事情

回答数 4件

- ・医療保護入院のため。
- ・親の失踪。
- ・自宅アパートが焼失したため。
- ・手術等の同意のため。

2. 家族・親族間でのトラブルのため

回答数 4件

- ・家族の金銭使い、そのため。
- ・家庭内でトラブル（ケンカなど）警察沙汰多数回。親兄弟すべて知的障害者。
- ・経済的搾取が疑われたため。
- ・ご家族（遠い親戚）に金銭管理を任せていたが利用料の支払いが滞りはじめて連絡しても連絡が取れない。国民健康保険料も納付されず安心して医療にかかれなかったこと等。

3. 家族の事情により

回答数 9件

記述例

- ・ご両親が他界しており、兄弟が一人いるも知的障害があり、Aさんの経済的その他の管理が必要であると判断したため。
- ・実母施設入所に伴い。

- ・ご家族により本人への支援等が難しく（病気等の理由）になっていたこと（盗み等に対応しきれなくなってきた事等）。
- ・離れている家族とつながりをもつため。

4. 本人の事情による（就労、医療、経済的理由、など）

回答数 10件

記述例

- ・就労がきっかけとなっています。
- ・精神神経科に入院中、SWと行政が進めた。
- ・生保に伴い。
- ・相談支援専門員とAさんの紹介者（地域の相談機関）と話し合い、認知機能の急激な低下があり、保佐人をつけたらしい。
- ・本人が親の通帳から何百万円ものお金をおろした。
- ・本人が貴重品管理を願い出たため。

5. 不明、その他

回答数 10件

記述例

- ・当事業所入居前のことであり、詳細不明。
- ・入居時に児童養護施設の担当者がつけた。
- ・昨今まで弁護士さんが行っていましたが、お兄様に変更となりました。とても良いお兄様なのですが、財産のあるご家族なので、第三者のほうが悪かったという本音があります。また、将来的には複数後見がいいかなと思っています。
- ・本人に金銭感覚が乏しく世話人の説明を理解しようとしなかったもので、専門職がよいと思った。

1-3 まとめ（成年後見人をつけたきっかけ）

- ・一般的な事由と言われている「相続などの法的手続きで必要となった」が最も多く、次いで「家族が将来を見据えて」「年金管理や親亡き後のために運営側が利用を勧めた」が多かった。これは入所支援施設でのアンケートに近い。
- ・しかし、入所支援施設では4人の回答しなかったイトウ（トラブル関係）がここでは40件、14.7%もあったことは、特記したい。その他記述も37件と多く、その内容も、緊急事態・社会や家族とのトラブルがきっかけ・本人の事情等多岐にわたっていた。

個別質問1-4 後見人等が、専門職後見・法人後見・複数後見の場合にお答えください。

(171人中)

①後見人等の訪問回数

回答総数 165件

月1～2回	92人	55.8%	毎月訪問の人が半数以上いた。
2～3ヵ月に1回	27人	16.4%	
年1回～2回	9人	5.5%	} 27.9%
ほぼ訪問はない	33人	20.0%	
電話のみ定期的にある	4人	2.4%	
計	165人		

1-4① まとめ（第三者後見人の訪問回数）

- ・毎月訪問する第三者後見人は、入所支援施設アンケートでは36.6%、GHでは55.8%であった。年1～2回・訪問なし・電話のみの第三者後見人は、入所アンケートでは42%、GHでは27.9%だった。それにしてもご本人に会わない第三者後見人の多さ、それでどう意思決定支援ができるのか、疑問を呈したい。
- ・回答を細かく調べたところ、毎月訪問する第三者後見人92人のうち、法人が32人、専門職52人（社会福祉士31、司法書士5、弁護士2、行政書士2、不明12）、複数後見8だった。結果、法人が48ヶ所中32ヶ所が毎月訪問していること、専門職後見の中でも社会福祉士が44人中31人が毎月訪問していることから、訪問に関しては、この二者の多さが伺える。

②-1 被後見人等の方の通帳管理は、どなたがしていますか？

回答総数 59件

事業所・法人管理	19人
後見人等	23人
本人	1人
家族・親族	4人
法人と後見人	9人
後見人 OR 家族	1人
後見人と本人	2人

②-2 通帳管理について、どう思われますか

回答総数 101件

1. 後見人の管理で良い・ほぼ良いという意見

回答数 66件

記述例

- ・本人だけでは、社会的トラブルに巻き込まれたことがあるため、管理していただくことによって本人が被害にあわなく、生活ができています。
- ・適切に管理してくれ、必要に応じて助言等してくれている。
- ・多額の預金があるため、担当者の負担（心理的含む）がなくなった。
- ・それまでGH内で行っていたことをお任せしているので、面倒な面も確かにあったが、責任を分担してもらい安心できた。
- ・保佐人が事業所の出納帳のコピーをもっては行くが、当方としては保佐人の管理をしている現在高が不明なので、本人の希望などの程度に聞けるか不明の時があった。予備費を若干預けるようになって解決した。
- ・双方でしっかり管理できています。
- ・妥当だ。

2. あまり適切とは思えない

回答数 6件

記述例

- ・弁護士や司法書士の方々は財産管理以外は自分たちの業務ではないと割切っています。
- ・給料、臨時給付金等はグループホーム管理。年金、契約時に預けた金額（全く把握していない）は弁護士管理。H29.7に残金について質問したが答えはなかった費用がいくらかかっているのか、残金がいくらあるのかわからない。GHはどこまで聞くことができるのか？

- ・後見人さんに何か買いたいものを聞かないといけない。
- ・通帳は自分で管理したい。

3. どちらともいえない、わからない、その他意見

回答数 29件

記述例

- ・後見人を信頼するしかありません。
- ・年金の振り込める通帳と定期預金通帳を法人が預かり、不動産や遺族の預貯金等は後見人の預かりとしていた。
- ・GHへの訪問はほぼありません。日中事務所に訪問をしています。後見人が管理するものと思っていたので、特に考えたことがありませんでした。
- ・ご本人に必要なものはこちらの判断で購入OKなのでありがたいですが、いろいろなことでご家族が介入されるので困っています。そちらも仲介、整理してくださると嬉しいのですが。

1-4 ②-1と②-2 まとめ（通帳管理はどなたが？ そのことをどう思われますか）

- ・通帳には、資産管理・年金管理・小遣い管理用があり、それを「通帳」だけでの設問としていたため、②-1の回答は少なかった。
- ・通帳が後見人の管理で良い・助かっているという回答が66件、65%あった。
- ・お金の管理は後見人の仕事で当然という意見も多い中、GH側が預貯金の残金を知らなくていいのか・後見人さんに何か買いたいものを聞かないといけない、という意見もあった。

③本人が、自分について後見人等についてどう思っているか、わかる範囲でお書きください。

回答総数 106件

1. 好感をもっている・信頼している

回答数 54件

記述例

- ・「先生」と呼び、自分は相手の言うことを聞いていれば定期的に小遣いをくれる人というイメージのようです。
- ・当初は混乱している様子でしたが、自分のお金を管理している人（毎月お小遣いを持参される為）という様に理解しています。またご両親が亡くなってしまっからは、家族のかわりに会いに来てくれる人と思っている様です。
- ・自分の生活全般を心配して、アドバイスしてくれる人、特にお金の使い方を見てくれる人。困ったら相談できる人。たのしかったことを、話して、聞いてほしい人と思っている様子です。
- ・買いたいものを相談する人と思っている。
- ・いっしょに出かけたりもして下さっていて、喜んでいる。
- ・訪問してもらい、一緒に過ごすことお楽しみにしている。
- ・事前の面談で電話番号を覚えてもらい、時々電話している様子。
- ・困ったことは後見人に相談し、その都度対応されている為、信頼もし助かっていると思います。
- ・旅行の企画等。ご本人の好きなことができるようになったこと。喜んでおられます。
- ・もともとコミュニティーフレンドからの保佐ということで、ご本人が信頼しているようです。
- ・お金のことを気にせず、生活できるようになったと話されている。
- ・お金を使いすぎちゃうからね、あっていい。

- ・はじめは拒否的だったが、毎月の訪問を重ねることで、うちとけてきている。
- ・本人も自分にかかわってくれている方という認識はある様子。
- ・口うるさいと思う時もあるようだが、満足しているようだ。
- ・面会時に笑顔が見られるので良かったと思う。
- ・たまにしかこないけど、来てくれた時はうれしい。
- ・お世話になっていると自覚している。年賀状など出している。

2. あまり信頼していないようだ

回答数 5 件

記述例

- ・あまり好きではないが、仕方がない。
- ・「私のお金とられた」「自由に使わせてくれない」との誤解を感じている。
- ・不動産等の処理問題が直接本人に伝わらないので困った様子。小遣いの振り込みが遅れたりするとホームとしては何回も下さいと言われるので、説明するのに時間を要している。
- ・話がズバズバで一方的で私の気持ちを穏やかに聞いてほしい。ケンカになってしまう。

3. どちらともいえない

回答数 13 件

記述例

- ・理解は出来ていないようだが、不平・不満も言わず、決められた様になっている。
- ・月1回分訪問してくださるので、ご本人との関係は良好かと。ただ時折、意思疎通が不十分な時があるような気がします。定期訪問ありがたいです。
- ・これまでもかかわっている支援者が多くいた方なので、さらに支援者が増えたという感覚だと思う。
- ・わずらわしいけど、困ったら助けてくれる人。
- ・たまに会いに来てくれる人でしょうか？
- ・相談相手というよりも金銭管理を行う人と把握。
- ・親しみをいだいている。重大なことは相談にのってくれると思っている。お金がかかることは認識していてと、時々やめたいと言う。
- ・施設に訪問にきてくださり、本人に直接あっている中で顔はわかっているという様子。
- ・お金を管理している人。
- ・後見人がついてまだ3か月位なので話せる相手がもう一人で来たと思っている程度だと思う。
- ・ご本人にこやかにされているがどこまで存在について理解しているのかは不明。

4. 理解できていないようだ、その他、不明等

回答数 34 件

記述例

- ・本人はあまり認識できていない。
- ・ヘルパーさんと勘違いしているかも。
- ・あまり興味を持たれていない。
- ・理解していると話されるが、本当にはわかっていない様子。仕方ないと思われているか。
- ・ご本人の意思表示が読み取りにくいので、わからないのが現状です。
- ・本人は後見人に接触することもなかったので、不自由もなく感謝もない？
- ・ほとんど会っていないので、特にないと思います。
- ・接見回数が少ないためか、あまり意識されていない。

- ・時々会いに来る人、くらいの認識で特に何も思っていない。
- ・親御さんとしては、報酬の割には動きが少ない。後見人をつけて後悔しているという発言もありました。スタンダードな形がなく評価が難しいです。

1-4②-3 まとめ（本人が、自分について後見人等についてどう思っているか）

※被後見人本人が、後見人のことをどう意識しているかの設問は初めてだったので、出来るだけ記載しました。ぜひお読みください。

- ・好感を持つ・信頼しているという回答が半数あった。毎月の訪問をしている第三者後見人が56%いることがこの回答に繋がったのではないと思われる。支援者以外の訪問があること、小遣いのことや困ったことを相談できることなどの理由が多いが、家族の代わりに会いに来てくれる人と思っている、来てくれた時はうれしい、など交友の少なさを感じる記述もあった。
- ・訪問のない・とても少ない後見人に対しての認識がないのは当然の回答であろう。
- ・コミュニケーションの取りにくさを感じる記述もみられた。

（以上 B個別質問の集計結果）

個別質問の集計を終えて

※被後見人個々に関する質問への回答をたくさんいただき、貴重なデータとなりました。

★後見の利用率を年齢で調べてみたら、10代～49歳までは利用率8.2%で、50歳以上では13.2%と高くなっていった。40代の入居者が27%（603人）と一番多く、50-80問題が目前であるため、今後ますます後見利用が増えると思われる。利用促進法で、後見制度運用がより本人のためのものになることは急務である。

★非該当・区分1・区分2の入居者の後見利用が40人と17.6%もいた。その40人の後見利用のきっかけを個別質問1-3回答で調べたところ、トラブル関係が14人で率は35%と高く、その他の理由においても「家族の金銭使い、家族が精神的に不安定、自宅焼失」などの記述があった。そういった事情がなければ、後見制度ではなく、日常生活自立支援事業を使うことで十分ではないかと思われる。

★専門職後見人の中で社会福祉士が44%と突出して多い。その理由の一つは「障害者は、収入は障害基礎年金に頼るところが大きく、資産も少ない人が多いことから、財産管理より身上保護を求められる」と考えられるのではないだろうか。

★法人後見が18.8%と多いということは、県内の法人後見の実績が、裁判所に認められているということだろうか。毎月の訪問が多いことから、本人の意思決定を大事にしていることが伺われる。今後も社会福祉協議会等、良質の法人後見事業所が増えることを期待する。

★入所支援施設よりも社会との接点の多いグループホームでは、後見人に求められる役割は多岐にわたると思われる。それゆえ、保佐が23.4%と多いことは特記できる。

★本人にとって後見人の存在が、もっと確かで信頼できるもの・意思決定に寄り添う人になるために、どうしたらいいのか、利用促進基本計画を市町村がしっかりと取り組んでいくよう、利用者家族として活動していかなければと思う。

本調査は、平成28年度に実施された千葉県内の知的障害がある人の入所支援施設を対象とした成年後見制度利用状況調査に引き続き、今年度、同県内の障害者グループホームの入居者について成年後見制度の利用状況等を調べたものです。前回同様、千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会と特定非営利法人PACガーディアンズが企画、実施しました。実施にあたっては千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会の協力を得ました。加えて調査内容を倫理的観点からチェックいただく役割をお願いし、適任と判断された方々に対応いただきました。感謝申し上げます。

結果、県内で障害者グループホームを運営する306事業所（実施当時）のうち、158事業所、グループホーム住居数としては520ヶ所より回答をいただくことが出来ました。都合、ほぼ半数の方々に回答いただいたことになります。お忙しい中を記入と返信の労をとっていただきました皆様にも厚く御礼を申し上げます。

回答の結果については本文をご覧ください。担当者の分析とコメントにはほぼ表出されています。分量が多めになってしまったのは、回答者の記述部分を可能な限りそのままお伝えしたいと望んだことによります。とはいえわかりやすく整理する手順を取らざるを得ませんでした。読者の皆様はこれらの記述を読むことにより、回答くださった方々の考えを把握することが出来るのではと思います。

結果と内容分析については、項目間の関連など精査が望まれる箇所もありますが、幾つかの重要な知見を提出できています。ここでは総括として何点かをお示しすることにより、本調査の特徴と私どもの考えを紹介することを役割とします。本報告冒頭にあるとおり、本調査は後見報酬に関する素朴な疑問から始まった側面はありますが、その点に偏った意見整理を意図しているわけではありません。またそれ以外の点についても興味深い結果を見出していることにも留意いただきたいと思います。

まず入居者について、入所支援施設よりもグループホームの方々のほうが高齢者の割合が高いことが浮かび上がりました。今回はグループホームの入居者を対象としていることから、身体障害や精神障害をお持ちの方も含まれていますので、昨年の入所施設調査との比較にはやや注意が必要ですが、入居者の約3分の2は療育手帳所持者であるとの理解を踏まえていきます。なお、他の障害よりも知的障害者のほうがグループホームで暮らす割合が高いことも県内資料との比較から推測できます。

後見利用の実態としては、入所支援施設入所者に占める後見等利用者の割合（22.2%）と比べるとほぼ半分（10.6%）ですが、全国の利用割合と比べると高い数字であると思われます。また入所支援施設調査では98%が後見類型だったことに比して、保佐類型の割合（23.4%）が高いことが特徴です。これは全国実態よりも高いのですが、他の都道府県と比べた場合にどのような意味を持つかはさらに確認が必要と思われます。

これと関連するのが、申立経緯（申立てのきっかけ）や後見人就任者でしょう。入所支援施設ではほぼ見られなかった、消費者被害などの社会的トラブルや虐待の事実が後見利用につながっている方々が一定割合で見られることは重要です。このことが、保佐類型の相対的な多さや後見人等の就任者に社会福祉士を職種とする方々の多さと互に関連していると推測されます。であれば当然ながら身上監護領域での職務が多くなることも予想に難くありません。後見人等就任に対する感想記述として好意的な意見（トラブルの減少や本人の生活の質向上）があることは好ましい帰結です。

ただし回答者はそのような活動に評価を示しながらも、同時に、日常生活自立支援事業など後見制度以外の資源の活用についても必要性を指摘していることは、私どもも重要な見識と考えています。後見制度の適切な利用が望まれる一方で、場合によってはいわゆる後見制度利用の補充性原則を越え

る過剰な適用と運用がありうることを考慮すると、より多様な資源の活用（フォーマル、インフォーマルを問わない）を志向する意見が見られるのは望ましいことと考えます。今後に期待される後見制度利用促進に関する整備がどのように取り組まれるのか、その議論に際して今回紹介される記述なども参照いただければ幸いです。

そのいっぽうで、他方では入所支援施設調査と同様に、やはり直接の面会頻度の少なさや面会の内容などに懸念を示す指摘も見受けられます。もちろん財産管理がもつばらであってそれ以外の必要性があまり無い方についてそれほど頻繁に会う必要があるのかとの主張はあるでしょう。しかし入所支援施設調査の総括でも記載したように、国連障害者権利条約や一般的意見1号などに記載される、ご本人の「意思と選好」(will and preference)を適切に理解し、これを職務に直接的に反映させるためには、一定頻度での直接的な関わりは不可欠と考えます。「意思と選好」は時間経過に従って変化するものであることが前提だからです（例えばオーストラリア連邦のALRC報告書に示される意思決定原則にも記載されていますし、さらには厚労省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」でも変更を前提とした丁寧なコミュニケーションの重要性が指摘されています）。加えて、日本では後見人等として選任された人は、身上監護と財産管理をどちらも行うものと理解されますので、海外のように身上監護だけ、財産管理だけ、の職務ではないことは再認識いただきたいと思います。

後見報酬については前回の入所支援施設調査よりもより具体的な指摘をされる記述が見られるようになりました。入所支援施設での生活において報酬に関する感度が低いわけではないと思いますが、ご本人を取り巻く生活とお金との関わりがより頻繁に身近になることが影響しているのかもしれませんが。結果として支援者も、より具体的に収支状況と報酬額との関連を考えるようになるのでしょうか。記述を見ると、後見人等の職務を考えれば報酬は当然と理解する意見があるいっぽうで、本人資産の状況を考えたときに果たしてこの報酬額で将来的に大丈夫なのかと懸念する声も聞かれるようです。報酬額は諸条件を勘案して家庭裁判所が定めるものとされており、取れない人からも取るような事態はあまり容易に発生するものではないと思われます。しかし将来の資産状況に懸念を抱くような場合もあるらしいことが記述からは見出されます。また障害基礎年金と報酬額とのバランスを指摘する方もいました。このことについて現状において適切に安全弁が機能していると理解するのではなく、もう少し丁寧な検討が必要であると思われますがいかがでしょうか。ただしこのことは単純に報酬額の多寡として議論するのではなく、さまざまな補助施策との関連により整理することが望ましいと思われる、そのようなご指摘も複数見受けられるようです。読者の皆様にも、この点を改めて丁寧にご検討いただければ有り難く存じます。

なお、上記総括文章中で「記述」として取り上げている回答例は、本報告書の中に紹介されている項目から取り出しています。そのひとつひとつに引用元を記すことはしておりませんが、ここに記載されていない回答や意見を用いていることはありませんので、ご了解いただければ幸いです。

結果整理と分析にまだ不足するところについては、今後改めて検討していきたいと思えます。ここでは得られた結果のうち何点かを取り上げることによって総括とさせていただいております。読者の皆様には是非とも報告書本文をお読みいただき、検討いただきたくお願いを申し上げます。

末尾となりますが、改めましてご協力いただきましたグループホーム等の入居者と支援者の皆様、関係の皆様ならびに千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会様各位には御礼を申し上げます。